

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第33条の6第2項第1号八
処 分 の 概 要： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）： 都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第5項及び第6項（指定の基準等）
審 査 基 準： 大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間： 各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：